善導寺と登録文化財

（1）国登録有形文化財とは

平成 8 年 10 月 1 日に文化財保護法の一部を改正する法律として施行。

「保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を，文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する」という趣旨である。しかし、文化財の指定とは異なり、活用が可能な範囲での成約、すなわち、外観保善が当面の目的とされる。

当然、将来的には指定保存を視野に入れているが、急激な社会情勢の変化で、検討される間もなく優れた建築物が滅失することを防ぐ目的で創設された制度。外から見えざる範囲において活用に伴う改修が許される。現状変更に対しては、届出制と指導・助言等を基本とする。

登録物件の内容

役所、図書館、学校、駅舎等の公共建築。
軍隊関連施設。
伝統産業施設。
店舗、銀行、旅館、ホテル等の商業施設。
工場などの産業関連施設。
トンネル、橋梁、燈台等の交通関連施設。
ダム、水門等の近代化遺産。
社寺、教会等の宗教施設。
民家、泉（飲料用水、生活用水）。

これらの登録物件には、現役の商店、ホテル等として活用しつつ保存されているもの、博物館 ・資料館などとして公開活用されているものが多い。

登録有形文化財登録基準

文部省告示第百五十二豪

登録有形文化財登録基準

登録有形文化財登録基準を次のように定める。

平成八年八月三十日

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として**建設後五十年**を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。

一、国土の歴史的景観に寄与しているもの。
一、造詣の規範となっているもの。
一、再現することが容易でないもの。

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

（平成八年八月三十日文部省令第二十九号）

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第七号

文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法 を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

第一章　文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条　文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条 の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の所在の場所

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代

六　登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

七　その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条　法第五十八条 の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の所在の場所

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ

六　登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

（登録証の形式）

第三条　登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

（登録証の再交付）

第四条　登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えなければならない。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第五条　法第六十条第二項 の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者の氏名及び住所

六　選任の年月日

七　選任の事由

八　その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第六条　法第六十条第四項 において準用する 法第三十一条第三項 の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者の氏名及び住所

六　解任の年月日

七　解任の事由

八　新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第七条　法第六十条第四項 において準用する 法第三十二条第一項 の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　旧所有者の氏名又は名称及び住所

五　新所有者の氏名又は名称及び住所

六　変更の年月日

七　変更の事由

八　その他参考となるべき事項

２　前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第八条　法第六十条第四項 において準用する 法第三十二条第二項 の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　旧管理責任者の氏名及び住所

六　新管理責任者の氏名及び住所

七　変更の年月日

八　変更の事由

九　その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第九条　法第六十条第四項　の規定において準用する 法第三十二条第三項　の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　変更前の氏名又は名称及び住所

五　変更後の氏名又は名称及び住所

六　変更の年月日

七　その他参考となるべき事項

（滅失、き損等の届出書の記載事項）

第十条　法第六十一条　の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八　滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九　滅失、き損等の事実を知った日

十　滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条　法第六十二条　の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　所有者の氏名又は名称及び住所

四　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六　現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）

七　変更後の所在の場所

八　変更しようとする年月日

九　変更しようとする事由

十　現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一　その他参考となるべき事項

２　前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第十二条　法第六十二条　ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六十四条第一項　の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二　法第六十五条第一項　の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三　法第六十二条　の規定による届出をして所在の場所を変更して所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四　公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五　前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

２　法第六十二条　ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

３　法第六十二条　ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

４　前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十三条　国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第百七十九条第一項第一号　及び 第二号　の場合に係るときは 第七条　の規定を、法第百七十九条第一項第三号　の場合に係るときは 第十条　の規定を、法第百七十九条第一項第四号　の場合に係るときは 第十一条　の規定を準用する。

２　法第百七十九条第三項　において準用する 法第六十二条　ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第百七十九条第一項第五号　の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二　法第百七十九条第一項第六号　の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三　法第百七十九条第一項第四号　の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四　公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五　前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

３　法第百七十九条第三項　において準用する 法第六十二条　ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

４　法第百七十九条第三項　において準用する 法第六十二条　ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

第三章　現状変更及び輸出に関する届出書等

（現状変更の届出）

第十四条　法第六十四条第一項　の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

八　現状変更を必要とする理由

九　現状変更の内容及び実施の方法

十　登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所

十一　登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十二　現状変更の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

十四　その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第十五条　前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更の設計仕様書及び設計図

二　現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

三　届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

四　管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

五　管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十六条　第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）

第十七条　現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第六十四条第一項　ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

一　登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）

二　登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

三　登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

（輸出の届出）

第十八条　法第六十五条第一項　の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　輸出を必要とする理由

六　輸出の時期又は期間

七　輸出における輸送方法

八　その他参考となるべき事項

（輸出の届出書の添付書類等）

第十九条　前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

一　登録有形文化財の写真

二　輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

三　届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

四　管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

五　その他参考となるべき資料

（国の機関による現状変更等）

第二十条　各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更又は輸出について、法第百七十九条第一項第五号　若しくは 第六号　又は 第二項　の規定により通知する場合には、第十四条から第十六条まで並びに第十八条及び第十九条の規定を準用する。

２　法第百七十九条第四項　において準用する 法第六十四条第一項　ただし書の維持の措置の範囲については、第十七条の規定を準用する。

（技術的指導を求める場合の書面の記載事項）

第二十一条　法第六十六条　の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一　登録有形文化財の名称及び員数

二　登録年月日及び登録番号

三　登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四　所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

七　技術的指導を必要とする理由

八　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十六号）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附　則　（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則　（平成一七年三月二八日文部科学省令第七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別記様式による登録証は、この省令による改正後の別記様式による登録証とみなす。

別記様式

（第３条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

以上は、「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則」のすべての内容を示したものであるが、この中から確認しておくべき内容を別記する。

⑵ 国登録有形文化財を保有する者の義務と責任（例えば、修理に際する手続きや条件等）

登録物件の内容

役所、図書館、学校、駅舎等の公共建築。
軍隊関連施設。
伝統産業施設。
店舗、銀行、旅館、ホテル等の商業施設。
工場などの産業関連施設。
トンネル、橋梁、燈台等の交通関連施設。
ダム、水門等の近代化遺産。
社寺、教会等の宗教施設。
民家、泉（飲料用水、生活用水）。

これらの登録物件には、現役の商店、ホテル等として活用しつつ保存されているもの、博物館・資料館などとして公開活用されているものが多い。

登録有形文化財登録基準

文部省告示第百五十二豪

登録有形文化財登録基準

登録有形文化財登録基準を次のように定める。

平成八年八月三十日

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として**建設後五十年**を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。

一、国土の歴史的景観に寄与しているもの。
一、造詣の規範となっているもの。
一、再現することが容易でないもの。

登録文化財への登録申請

文化財保護法 （昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法 を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等を、市町村の当該部署および県の当該部署を通じて国に登録申請を行い、「文化財登録原簿及び登録証」を作成する。

書式については、当該部署に要請し、文化財に精通した識者の判断を仰いだ上、所定の内容を記載した上で申請を行う。

登録に関する審査内容

登録文化財としての登録要件は、上記基準を考慮した上で、対象とする建造物等の一つ一つについて建設後 50 年以上を経過 していることが明確にされる必要があり、それぞれ別個に判断される。

登録内容の変更に関する届け出義務

維持管理その他の内容に変更がある場合には、略、登録時と同一内容の記載を以て変更届をなす必要がある。

建造物以外の登録有形文化財においては、保管場所の変更等についての届け出義務有。

⑶ 国登録有形文化財となる事による利益

登録有形文化財修理事業費国庫補助要項

１．主旨

この要項は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）大５７条の規定により登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第６０条の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体をその法人とする。

３．補助対象事業

（１）補助対象となる事業は、次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存･活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業とする。

ア　各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの

イ　各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの

ウ　身近な地域づくりや地域振興に資するもの

（２）補助事業の内容は、次に掲げる登録有形文化財の修理工事又はこれにともなう建物付属設備の設置改修工事に係る設計監理事業（これらの工事施行上必要となる事前調査等の事業も含む。）とする。

ア　修理工事

（ｱ）　解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観（これとともに価値を形成する内容を含む。）の部分修理、塗装修理、構造補強等

（ｲ）　上記の災害復旧工事

イ　建物付属設備の設置改修工事

（ｱ）　空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、防犯設備等で、建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事

（ｲ）　覆屋、保護柵、擁壁等、建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事

（ｳ）　上記の災害復旧工事

４．補助対象経費

補助対象となる経費は、保存修理工事、設備設置及び改修工事に係る設計監理に要する経費とし、明細は別紙のとおりとする。

（１）主たる事業費

設計料及び監理料　　ア．直接人件費

イ．経費（直接経費、間接経費）

ウ．技術料

エ．特別経費

（２）その他の経費

事務経費

５．補助金の額

補助率は、次に掲げる場合（省略）を除き補助対象経費の５０％とする。

（別紙）

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
登録有形文化財建造物保存修理事業	主たる事業費	設計料及び監理料	ア 基本設計料	直接人件費	直接人件費	設計監理の業務に直接たずさわる者の人件費
				直接経費	需用費	業務に必要な印刷製本，複写，消耗品費等
					役務費	業務に必要な通信運搬費，手数料等
				間接経費	諸経費	業務管理費，一般管理費等
				技術料	技術料	業務において発揮される技術力等の報酬料
				特別経費	○○調査，○○試験委託費	修理設計，構造設計，設備設計作製に必要な特殊な調査及び試験の委託料
					技術指導料	文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費
					写真撮影費	専門家による建築写真撮影費
					○○使用料	特許使用料，電子計算機使用料及び機械器具損料，会場使用料等
					仮設経費	実測等各種調査及び監理に必要な仮設経費
					工事報告書作成経費	工事報告書作成に係る経費
					出張旅費	文化財修理の特殊性により生ずる通常業務以外に必要となる旅費，日当，宿泊費
					報償費	委員会委員謝金，原稿執筆謝金等
			イ 実施設計料 ウ 監理料	アに準ずる		
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	
				需用費	消耗品費	
				役務費	通信運搬費	郵便，電信電話料，収入印紙代等
				委託料		写真撮影料，図化作成費等

補助対象事業の（１）ア～ウに該当し、単なる宗教関係施設という枠を超えて、周辺に良い影響を及ぼす文化的重要建造物として広く認知され、補助対象となる。

⑷ 国登録有形文化財となる条件

事前調査の必要性

この住宅は、幕藩時代からの大庄屋であり、明治期の新田開発においては地域の主導的役割を担ってきた家柄であるが、明治４１年に用水路を再整備した関係上から、一部敷地東側の蔵を建替えて現在に至る屋敷であるが、登録文化財として認定されるには、すべての工作物が建設時から５０年を経過しているか否かが問われている。

可能な限り文献的裏付けが求められ、その上で、「専門的な所見」が必要になる。

登録件数

平成 27 年 9 月 1 日現在、登録有形文化財建造物の登録件数は 10,197 件。現在ではさらに増加している。登録されている物件の内容は、「役所、図書館 、学校、駅舎 などの公共建築」、「軍隊関連施設」、「伝統産業施設」、「店舗、銀行 、旅館 、ホテル などの商業建築」、「工場などの産業関連施設」、「トンネル 、橋梁 、灯台 などの交通関係建造物」、「ダム 、水門 などの 近代化遺産 」、「社寺 、教会 などの宗教建築」、「民家 、泉 （飲料用水、生活用水）」等に分類されているが、福島県内では現在 153 件となっている。

因みに、登録有形民俗文化財では福島県内 2 件となっている。今後、この分野での登録数がさらに増加するものとみられている。

国の登録有形文化財建造物としての善導寺諸建築

庫裏の建築的評価

善導寺は、天正七年 1579 に中町西裏安積国造神社表参道北側に浄土宗名越派の寺院として創建されたが、現在までに三度に亘る罹災の末、明治十八年 1885 に現在地に移転・再建されたものである。しかし、明治三十三年 1900 には再び本堂が焼失している。

現在の庫裏の構成から判断すると、二階部分の成が高く、明治時代の小屋組改造の典型的な

改造手法である船枻造（せがいづくり）を採用していることが判る。この庫裏は明治三十三年 1900 からは焼失を免れたものと思われ、小屋裏には焦げ跡が残る。庫裏の建築年代は不明であるものの、明治慶応四年 1868 の戊申戦争で滅失を免れた可能性も無いわけではないが、その建築様式から、明治十八年 1885 に現在地に移転・再建以降に建築されたものと考えても良いように思われる。

建築物としての庫裏は、一階と二階の高さ比率からすると二階軒の高さが比較的高く、二階窓に取り付けられた手摺とそれを支える持送りの細工・形状、外連味の無い直線的軒の納まりと屋根勾配、屋根上の彩光用の高窓の形状などからして典型的な近代和風建築の特徴を兼ね備えている。特に、室内から見た彩光用高窓の内部の造りは、明治以降の大型の酒造蔵や各種専売の撰捌場の空間構成を髣髴とさせる空間でもある。その技法が積極的に居住部分に採り入れられてなお新鮮である。

本堂の建築的

前項で報告したように、現在の本堂の建築時期は比較的新しいもので、その内容は近代の大工技術の展開と照らし合わせて、大変興味深いものがある。明治三十三年 1900 火災で罹災焼失した本堂は、明治四十二年 1909 に当時名古屋に住まいを構えていた大工棟梁九代目伊藤平左衛門の設計になるものである。落慶は大正二年 1913 のことである。

建築物の概要は、入母屋単層、一間、向拝付、内陣柱間三間・二間であるが、本堂全体の柱配置は正面三間で中央間は内陣桁行、脇間一間づつ、全体梁間は六間で内陣の梁間に拘束されることのない明治期ならでの新形式平面で、多くの檀家参拝客が集える外陣を用意する。

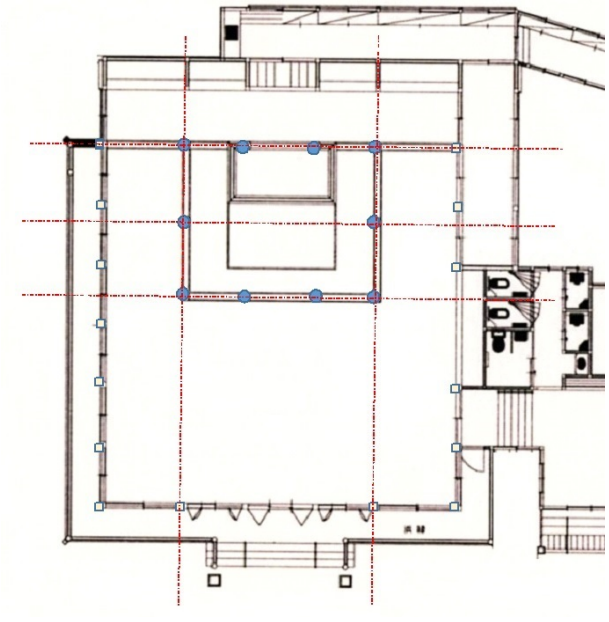

善導寺本堂の柱割

九代目伊藤平左衛門は、尾張名古屋宮町に住し、代々尾張藩の作事方を務めた棟梁の家系に生まれ、明治十三年 1880 東本願寺御影堂再建、明治二十六年 1893 東本願寺阿弥陀堂、明治二十九年 1896 帝室技芸員に任命され、明治三十一年 1898 築地本願寺別院、真宗大谷派函館別院などを手掛けた名工として知られる。

明治三十年 1897 に「古社寺保存法」が施行された当時、古都の建造物調査に当たった故関野克博士は、当時廃仏毀釈の影響もあって荒れ果てていた仏教寺院の修復を急ぎ、その技術的対応は鉄骨トラスの多用であった。そのような世相にあって、九代目伊藤平左衛門は明治五年 1873 頃から洋風建築技術に対する造詣を深めようと努力をしていたようで、ここ善導寺本堂の建築に当たっては、その成果が遺憾なく発揮されている。外観は何の変哲もない和風寺院のようにも受け止められるが、妻側は洋風建築の防災を意識した塗籠とされており、小屋組みは建築規模の割に構成部材が細く、それを洋小屋トラスで補っている。当時の鉄骨トラスの限界であろうか、平成十三年 2001 に改修工事が始まり、同十五年 2003 に改修工事を終えている。

本堂の改修工事に伴った調査で、野地板の状態から当初小羽葺であったものが、現在の瓦葺が大正五年 1913 の故今泉久三郎町長の町葬の写真から、本堂そのものは瓦葺に改められて、小羽葺屋根は玄関廻りに遺されている状況が確認されている。現在では、玄関廻りも瓦葺に改められている。屋根を瓦葺にしたことと、南西隅部屋根の沈下状態は和小屋による屋根構造とトラス構造の時系列的変移に一つの回答を示しているものと推測される。

こうした、建築構法的な特徴とは別に、内陣内部の彫刻・色彩ともに当時職人技術の最高水準を保つもので、和紙を下地とした漆塗りの天井なども注目すべきものの一つに数えられよう。因みに、向拝庇部分の龍の彫り物の目には象嵌が施されている。

こうした大工棟梁の技術は江戸時代後半に広く熟成され、彫物大工という職制も生んでいるが、江戸時代の大工棟梁は最も進化した数学者でもあり、あらゆる新しい波に対応すべく努力を重ねてきた者達で、明治期に入ってなお、彼らの研鑽意欲は衰えることの無かった証でもある。

明治四十二年 1909 における郡山の善導寺本堂再建に当たっては、九代目伊藤平左衛門のような優秀な技術者を招聘することが可能な文化的素養を身に着けた文化的下地を有する人々の存在が垣間見られることであった。

鐘楼（しゅろう）の建築

建築概要　　和様二層鐘楼　木造切妻造　瓦葺　小壁漆喰仕上げ
　　梁間十尺　桁行十五尺

本堂再建に当たって、同時に鐘楼が再建されたという記録は見当たらない。現在の鐘楼が再建を企図されたのは昭和三十年 1955 と伝えられるが、落慶供養は昭和三十三年 1958 九月二十一日に営まれている。設計者は郡山の出身で東京美術学校卒業後文部技官として文化財保護委員を務めていた故佐藤登（平成二十年 2009 没）で、昭和二十五年 1950～三十二年 1957 の間平等院鳳凰堂の解体復元修理に携わっていた人物である。善導寺から設計を依頼された佐藤登技官は、平等院鳳凰堂の修理で得られた古代的社寺建築の技法（和様）に関する知見を、善導寺鐘楼再建に当たって遺憾なく反映させたであろうことは言を俟たない。

平等院鳳凰堂の修復において古式の穏やかな屋根勾配を取り戻し、勾欄が低くなって安定した形となったと『古建築の細部意匠』（近藤豊『古寺細見―細部意匠と時代判定』初版昭和 42 年）は伝えているが、現存の善導寺鐘楼から推測される設計内容からすると、佐藤登技官は、さらに古代初期的技法、すなわち、法隆寺建設期の技法へ戻って全体を見直すよう企図したものと推測される。

昭和三十年 1955 に鐘楼の設計を依頼された佐藤登技官は、善導寺鐘楼の設計に当たっては、その基本構造を奈良時代再建とされる法隆寺の経蔵や平安時代に再建されたとさける鐘楼に範をとったものと推測され、一層目と二層目および勾欄のプロポーションが優先されている。構造についても、叉首構造の小屋組み、人束や隅の斗栱（持送り組み物）などは

何れも法隆寺に用いられた技法である。しかし、一方で最新の知見である頭貫下に加えられた南北隅にコの字型に配置された飛貫は平等院鳳凰堂で確認された補強方法、二層目四隅に用いられた燧梁などに関しては、当時の最新的注意を払った耐震対策と考えられる。

このほか、全体計画の中で、江戸時代の木割を意識している部分があることも、強（あな）がち否定できないものがある。柱径＝一尺八寸八分一厘、妻側柱間＝十尺とするは、神社本殿の妻側柱間を基準とした木割体系と近似した関係と考えても矛盾は生じない。

東北地方太平洋沖地震においては、図らずも、柱の復元力の高さを証明した結果となった。

平成二十七年十一月　福島県文化財保護審議委員　工博　狩野勝重　記